

津幡警察署から生徒のみなさんへ



石川県内の中学生や高校生の自転車での交通事故を調べてみると、

- ・ 中学1年生の自転車の交通事故は、小学校6年生の約3倍も多い。
- ・ 高校1年生の自転車の交通事故は、中学1年生の約2倍も多い。

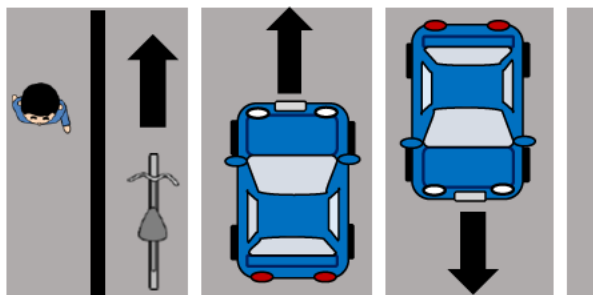
ということが分かりました。

※過去5年間のデータ（平成27年から令和元年）

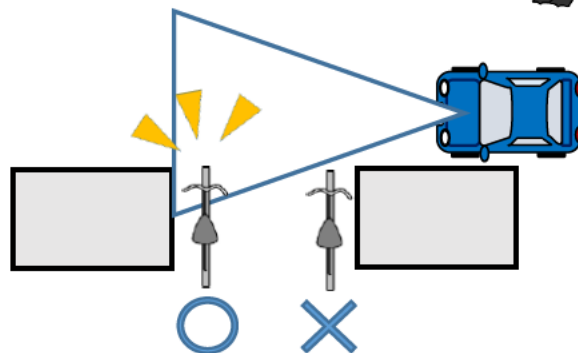
交通事故に遭わないために、自転車のルールマナーを確認してみましょう。

ルール① 自転車は「車両」、車道が原則、歩道は例外

ルール② 車道は左側を通行



右側通行をすると、見通しの悪い交差点を通る時、死角になり危険です！



ルール③ 歩道は歩行者優先、車道寄りを徐行

<例外的に歩道を通行できる場合>

- 道路標識等で自転車が歩道を通行できることとなっているとき
- 自転車の運転者が、13歳未満70歳以上であるとき
- 車道または交通の状況に照らして、当該自転車の通行の安全を確保するため、歩道を通行することがやむを得ない場合



歩行者の通行を妨げるときは、
自転車から降りて押して歩きましょう。



ルール④ 安全ルールを守る

【二人乗りの禁止】

幼児用の座席がついた自転車に幼児を乗せる場合を除いては、自転車の二人乗りをしてはいけません。バランスを崩しやすく非常に危険です。



【並進の禁止】

自転車が横に並んで走行すると、幅をとり、他の交通に危険であり、並進は禁止されています。

ただし、並進可の標識があるところは、2台まで並進できます。



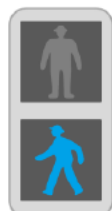
並進可

【夜間は必ずライトをつける】

夜間、ライトをつけないと、自転車は、自動車や歩行者から見えにくくなり、非常に危険です。ライトと反射材を活用して、目立つようにしましょう。

【信号は必ず守る】

信号を守ることは、交通の基本です。



青が点滅している時は、渡らず次の青信号まで待ちましょう。

【交差点での一時停止と安全確認】

自転車は出会い頭の事故が多く起きています。一時停止標識「止まれ」のある場所、踏切などでは、必ず止まって、左右の安全を確認しましょう。

自転車も「止まれ」ですよ。



★ ヘルメットを着用しましょう！

自転車事故で頭に怪我をすると、死亡事故につながったり、後遺症が残ることがあります。

万が一の事故に備えてヘルメットを着用してください。



**交通ルールを守って、
安全に自転車を利用してください。**

津 幡 警 察 署

